

◎半島振興法の一部を改正する法律

(令和七年三月三十一日法律第一〇号)(衆)

一、提案理由(令和七年三月一日・衆議院本会議)

○井上貴博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、

第一に、目的規定において半島防災及び地方創生等を追加すること、

第二に、地方創生、地域の特性を生かした魅力の増進及び半島防災に係る半島振興の基本理念を定めること、

第三に、国が半島振興基本方針を定めることとするとともに、都道府県の半島振興計画についても作成の努力義務化及び記載事項の充実を図ること、

第四に、半島振興対策実施地域に係る配慮規定の拡充を図ること、

第五に、法律の有効期限を令和十七年三月三十一日まで十年間延長することなどであります。

本案は、去る十四日の国土交通委員会において、内閣の意見を聴取した後、賛成多数をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(令和七年三月二六日)

○小西洋之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和六年能登半島地震の惨禍からの教訓を含む、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島防災及び地方創生等の目的規定を新たに整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を新たに定め、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業基盤及び生活環境の整備、半島地域の魅力の増進、移住等の促進、半島防災の推進等に関する配慮規定の拡充、新設、関係者による協議会などに関する規定の整備、防災等担当の主務大臣として内閣総理大臣を追加する等、半島地域の振興のため必要な措置を講ずるとともに、半島振興法の有効期限を十年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して木村英子委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。